

第249回一関市教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 令和5年3月23日（木）午後1時00分

閉会 令和5年3月23日（木）午後3時15分

2 会議の場所

川崎市民センター

3 出席者

教育長 小菅正晴

委員 伊藤一志

委員 佐藤一伯

委員 桂島加奈子

委員 大浪友子

4 会議に出席した関係者及び職員

教育部長	及川和也
一関図書館長	中川文志
教育部次長兼学校教育課長	菅原正樹
教育総務課長	遠藤実
文化財課長兼骨寺荘園室長	氏家克典
一関市博物館次長	佐々木修路
いきがづくり課長	伊藤信子
教育総務課庶務係長	細川圭子（記録）

5 議題及び議決事項

議案第10号 教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて

議案第11号 一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

議案第12号 一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第13号 教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第14号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について

6 報 告

- (1) 教職員の懲戒処分について
- (2) 令和 5 年度予算の概要（教育費等）について
- (3) 行事報告及び行事予定について

7 その他

8 会議の議事

○教育長 ただいまから第249回一関市教育委員会定例会を始めます。

議案第10号 教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて

○教育長 2番の議事に入ります。議事日程第1、議案第10号教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて、事務局から提案願います。

教育部長。

○教育部長 議案第10号教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて、次のとおり教育機関の長を任命することについて議決を求めるものです。理由としましては、教育機関の長の任期満了等に伴い、新たに任命しようとするものであります。教育機関の長につきましては先に開催しました臨時会におきまして教育機関の長について議決をいただいたところですが、臨時会の際に議決になっていなかったところにつきまして、今回お願いするものです。これまでは教育機関の長は臨時会の際には、正規職員が就いたところですが、今回4名につきましては会計年度任用職員が教育機関の長ということです。初めに幼稚園です。任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間。会計年度任用職員ですので任期は基本1年間です。赤荻幼稚園長千葉敏之さん、再任です。摺沢幼稚園長芦宏さん、こちらも再任です。幼稚園については令和5年4月からは4園となります。舞川幼稚園、真滝幼稚園については先の臨時会で議決をいただきました。残りの2園について今回議決をお願いするものです。続きまして図書館です。任期は同様に1年間です。大東図書館長に岩渕敏郎さん、こちらも再任です。大東図書館以外の図書館長は先の定例会で議決をいただいております。博物館等、石と賢治のミュージアムの館長です。こちも任期は1年間で菅原淳さん、再任です。説明については以上です。

○教育長 それでは只今の幼稚園、図書館、博物館等についての提案がありましたが、これについて何かご質問ありますか。みんな再任でありますので、これまでの実績からして

も妥当であるという提案だと思えます。

それではこれにつきまして、議案第10号につきまして採決を取りたいと思えます。教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて賛同の方は挙手願います。

満場で承認されました。

議案第11号 一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

○教育長 議事日程第2、議案第11号一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて、事務局より提案願います。

教育部長。

○教育部長 一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて、次のとおり一関市文化財調査委員の任命について議決を求めるものです。委員の任期満了に伴い任命しようとするものです。詳細につきましては文化財課長よりご説明いたします。

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 (説明)

○教育長 ただいま提案のありました文化財調査委員について何かご質問ありますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 先ほどの説明で、20名以内ということのようですが16名という委員の数で、調査委員会自体、運営上不足がないかどうか教えてください。

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 文化財調査委員会におきましては、全市枠・地域枠ということをお願いしているところですが、一関枠の方が少ないということがございますが、全市枠の方が全員一関地域の方ですので、特にバランス的に悪いということはありません。16名になったことについては、辞められた方の後任の方が適当な方がなかなかいらっしゃらないということがございました。

○教育長 その他ございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 新任の3人がどのような経緯で選任されたのですか。

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 それぞれの専門分野、そして経歴をお持ちの方々ですし、地域枠の選出区分となっておりますので、それぞれの支所から推薦をいただいて今回提案させていただくものです。

○教育長 よろしいですか。その他よろしいですか。

大浪委員。

○**大浪委員** 任命に関してではないのですが、住所のところが番地まで記載されてありますが、こういうものなのか、ここまで任命の議案に必要なことなのか伺います。

○**教育長** 文化財課長。

○**文化財課長** 確かに委員のおっしゃるとおりですが、これまで住所等記載させていただきましたので、このように提案させていただきましたが、記載については今後検討させていただきます。

○**教育長** これについては議事録としてホームページに掲載される中身だったでしょうか教育総務課長。

○**教育総務課長** 議案につきましては現在このままの状態に掲載になるものです。

○**教育長** 住所もオープンになるということですが、これについてはこれまで問題になったことは特にないでしょうか。

教育部長。

○**教育部長** 今までは特に問題になったことはございませんが、掲載に関しては住所のところは字名あたりまでにして載せたいと思いますがよろしいでしょうか。

○**教育長** 個人情報観点から内部で調べておいていただいて、事務局に一任するというところでよろしくをお願いします。

桂島委員。

○**桂島委員** さきほどの住所のお話ですが今まで問題がなかったということですが、ここまで掲載するっていうことを、任命した段階で本人たちに了承を得ているのでしょうか。これだけに限らずですがとっているかの確認と、全市枠が何名以下、地域枠が何名以下という人数の制限があるかどうかということと、例えば途中で体調不良などになったときに、任期の途中で地域とかから推薦されてということがあるのか教えていただきたいです。

○**教育長** 文化財課長。

○**文化財課長** ここまで住所を明らかにするということの承諾を得ているかということですが、議案についてそれぞれ全市枠、地域枠がある関係でお示ししているものですので、住所を公表する性格のものではありませんので、特に住所を公表することについて了承を得ておりません。全市枠、地域枠の区分ですが、地域ごとの指定文化財の数、面積の割合に応じて文化財調査委員を選出することとしています。全市枠が5名、一関枠が4名、花泉枠が2名、大東枠が2名、千厩枠2名、東山、室根、川崎1名ずつ、藤沢枠2名で合計20名となっています。途中で任期が切れた場合ですが、任期中につきましては、特に適任の方がいらっしゃらない限りはそのままということになっています。仮にこの方をお願いしたいという方がいらっしゃった場合は、前職の文化財調査委員の任期を継承するようなかたちになります。

○教育長 それではよろしいでしょうか。これについて議決を取りたいと思います。

議事日程第2議案第11号一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて、承認の方挙手願います。

全員一致で承認されました。

議案第12号 一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部改正する規則の制定について

○教育長 議事日程第3議案第12号一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から提案願います。

教育部長。

○教育部長 資料の5ページをご覧ください。議案第12号一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則の制定について、一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定しようとするものです。理由としましてはライブラリーの追加を行うほか、所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては一関図書館長より説明申し上げます。

○教育長 一関図書館長。

○一関図書館長 (説明)

○教育長 規則の整備というか、規則の文言整理をしたということの提案でしたが、これについて何か質問ありますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 さっきの説明の確認をさせていただきます。県南広域第一視聴覚ライブラリーの事務局が水沢図書館になっていて、一関、千厩、江刺ということで、条文で2館、一関図書館、千厩図書館となっていますが、県南第一という広域で見た場合は、先ほど説明があった4つがこのライブラリーになっているということよろしいですか。

○教育長 一関図書館長。

○一関図書館長 一市町村で購入するよりも、4つの自治体が負担金を出し合って、4つの自治体の中で学校とか市民センターに貸し出す仕組みを作っています。その取りまとめの事務局は今のところ、奥州市の水沢図書館が事務局を担っています。江刺と一関と千厩の図書館は各学校のリクエストを聞いて、直接の貸し出しを各分館が担当する仕組みとなっています。水沢図書館も直接学校に貸し出ししますが、例えば一関のライブラリーに資料がない場合は、奥州市のライブラリーから借りてそれを貸し出すと、そういう相互貸し出しが構築されています。

○教育長 よろしいですか。そのほか。

伊藤委員。

○伊藤委員 確認です。ライブラリーで働く人たちは、管轄はどこになるのですか。

○教育長 一関図書館長。

○一関図書館長 組織として作っているのが、岩手県南第一視聴覚教育協議会という協議会組織を作っています。一関、奥州、金ヶ崎、平泉町が構成員とし、それぞれの各団体から負担金をいただいて、資料の購入費と事務局の予算もその中で賄うという仕組みになっていますので、協議会の職員が水沢図書館に勤務して事務を執り行っているということです。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

私のほうから一つだけ、負担金というのは一関の場合、額がもしわかれば教えてください。一関図書館長。

○一関図書館長 現在は168万3千円となっています。元年の時は198万7千円で約200万で、コロナの関係で資料の動きがすこし鈍っていたので、若干購入費が下がったということで、3年度、4年度については168万円ほどの予算となっています。

○教育長 これをわかってほしいのですが、それぞれの市町村の負担金の総額が400万、500万多分いくと思うので、16ミリフィルムというよりもDVDとかそういうのもかなり豊富になっているので、なかなか学校がそれを充分活用できないっていうか、そこまで知られていないということもあつたりしますので、いろいろな部分で宣伝は是非していきたいなと思っております。

それでは議案第12号について採決を取りたいと思います。一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則の制定について、承認の方は挙手願います。

満場で承認されました。

議案第13号 教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 議事日程第4議案第13号、教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について事務局から提案願います。

教育部長。

○教育部長 資料の7ページをご覧くださいと思います。議案第13号、一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定しようとするものです。理由としましては、市立幼稚園にかかる事務について令和5年4月からは、健康こども部の分掌事務とするため、所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

○教育総務課長 (説明)

○教育長 これにつきまして、何かご質問ありますでしょうか。

私の方から一つ、教育総務課の部分については基本的に幼稚園を除きますよということだと思いますが、学校教育課の（18）については幼稚園と認定こども園の部分につきましては専門的事項の助言、援助をやっていきますよという内容だと思うんですね。逆に削らないで、ここは敢えて学校教育課でやっていきますよって所掌事項をはっきりさせたというそういう考え方、つまり幼稚園の中でも、教育内容に関する部分は今までどおり、学校教育課が関与していくということの意味だと思うのですが、そういう解釈でよろしいですか。

教育総務課長。

○教育総務課長 内容につきましてはただ今教育長がおっしゃる内容のとおりです。今後とも助言や援助につきましては、教育委員会の事務として行っていくこととします。

○教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 確認ですが、教育のことに関わることでこれからもずっと教育委員会が認定こども園に関しては関与していくことでしたけれども、今後認定こども園等の中で公開研究会とかそういうものがあるものか、それとも一切ないのでしょうか。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 公開等については、教育委員会主体でやっているというよりは、幼稚園の研究団体の方が中心となってやっておりますので、そちらの計画にこちらも一緒に参加しながら助言をして進めていくということで、そちらの方の考え等も聞きながらできれば継続して、園が少なくなりましたので毎年というのは、なかなか難しいかもしれませんが、隔年とかそのような形で進めていければと思っています。

○教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 認定こども園の人たちですけれども、職員の人事に関してですが、どのような形になるのでしょうか。やはり教育委員会が関与していくのでしょうか。それとも健康こども部がやるのでしょうか。

○教育長 教育部長。

○教育部長 幼稚園の人事につきましては、今後は健康こども部の方で、保育園、こども園の人事と連動させながら一緒に人事を行っていくことになります。

○教育長 そのほかよろしいでしょうか。

今まで教育委員さん方にも総合訪問ということで、幼稚園を毎年1箇所訪問していただいていたのですが、これについては、今年度限りで終了ということになります。いろんな公開の時には、主に学校教育課の指導主事が基本的に対応するというかたちに変わりますのでわかっていただきたいと思います。

それでは議案第 13 号につきまして採決を取りたいと思います。一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、承認の方举手願います。

ありがとうございます。満場で承認されました。

議案第14号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について

○教育長 議事日程第5、議案第14号教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について、事務局から提案願います。

教育部長。

○教育部長 資料9ページをご覧いただきたいと思います。議案第14号教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令を次のとおり制定しようとするものです。理由につきましては、議案第13号と同様に市立幼稚園に係る事務について、令和5年4月から健康こども部の分掌事務とするため、所要の改正を行おうとするものです。

詳細につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 (説明)

○教育長 これにつきまして何かご質問ございますか。

私の方からですが、この文言の中で第1条の補助執行させる事務等を書いて、補助執行させるということは、この次の第2条のところで市長の補助機関である職員と書かれていますが、具体的には市長の補助機関である職員というのはいくこの部署のことを指すのか、ここを教えてください。

教育総務課長。

○教育総務課長 市長の補助機関である職員という部分は、市長部局ということになりますので、今回の健康こども部のほか、職員の任免、分限、懲戒、服務等に関係しては、総務部の職員課にも関わるということでございますし、教育財産の管理の総括に係る部分は、財政課といったさまざまな部課に関わるということで、総括して市長の補助機関である職員というように表現しているところでございます。

○教育長 そうすると第2条は市長の権限に属する事務の補助執行と書かれていて、これは教育委員会のことを指していて、第1条は市長の補助機関である職員ってというのは、市長部局の主に健康こども部を指した表現ということになるということですのでよろしいですか。ここら辺の文言は面倒な部分がありますが、第2条は教育委員会のことを言っている中身、

だからどんどん中身が減ったのですが、第1条は市長部局のことを言っているそういう風に考えていいですか。

教育総務課長。

○**教育総務課長** ただいまの教育長のお話のとおり、第1条について教育委員会から市長部局への補助執行、それから第2条は市長部局から教育委員会が受けている補助執行という部分の整理であります。

○**教育長** 第1条のほうは本来は教育委員会が法律上やるべきことだけれども、幼稚園のことなので学校教育法で定められていることなので、教育委員会でやるべきことだけれども、市長の機関に任せていると、お互い了解のもと任せているとそういう意味で、二つ目については市長がやるべきことだけれども、教育委員会にさせているということになるわけですね。逆のことをやっていることになるんですね。補助執行とよく言われる中身で、本来やるべきところから別のほうにそれだけはお願ひして、実際にその方が機能的になるので、お願ひしてやってもらっているというのが、結構市役所内にはあるものですから、そういうやり方をこういう規則を作ってやっているということでもあります。

よろしいでしょうか。そのほか。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 認定こども園のこれから育成する園児の方向性ですが、例えば幼稚園であれば将来学業に服するようなものを前提に、指導案を作成しながら指導するということがあると思うのですが、認定こども園は保育園と合同になっているわけですよ、育てる園児のそういうものはどういうふうになっているものですか。例えば指導案を作成しながらこういう児童を育てていくという、そういう風な形になるのでしょうか。

はっきり言えば、認定こども園の園経営というか、根幹に関わることは何なのかなということをお教えいただきたい。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 指導主事の関わり部分については、基本的には幼稚園が多いのですが、こども園の方の要望にも応えながら助言等入っていますが、管轄が違いますので根本的なところについてはなかなか助言等はできませんけれども、保育のしかたとか、こども達の関わりとか共通する部分については、園に行つて助言等しているという状況です。あと岩手県の教育センターのところに、幼児教育センターというのができて、その部署では幼稚園、こども園、保育園関わらず就学前教育ということで担当する部署ができていますので、そのあたりと連携をとりながら実際に園のこども達の育成については、できるような体制には徐々になりつつある状況です。

○**伊藤委員** その辺がはっきりしないと、園長になったときにどのような形でこども園の

園経営をすればいいのか、という部分が見えなくなってくるのではないかと思ったので質問させていただきました。

○教育長 管轄が2本の場合、幼稚園と保育園、その中間みたいな形でこども園ができて、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省、こども園は内閣府という複雑な関係があって単純にはいかないのですが、中間的な位置にあるこども園は、こども園の中では幼稚園の部分と保育園の部分と分かれています。カリキュラム的な部分は違うんです。ただそうは言っても、実際のカリキュラムは教育だって言っても、教育内容を保育園では全然やらないのかというと、読み聞かせとかそういうのは取り入れてやっていますから、その辺はかなりオーバーラップするというか、重なっている部分はかなり現実にはある。教育的な要素が強いのが幼稚園部分でございます。こどもを預かっている保育的な要素が強いのが保育園という、そういうイメージに捉えた方がいいかなと思っておりました。ぴったりと分けているという感じでない部分は現実の保育教育の中にはあるというところであります。

よろしいでしょうか。それでは議案第14号について採決をとりたいと思います。

議案第14号教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について、承認の方は挙手願います。

ありがとうございます。満場で承認されました。

議案第15号 一関市個人情報等保護管理規程の制定について

○教育長 議事日程第6議案第15号一関市個人情報等保護管理規程の制定につきまして事務局から提案願います。

教育部長。

○教育部長 11ページをご覧いただきたいと思います。議案第15号一関市個人情報等保護管理規程の制定について、一関市個人情報等保護管理規程を別紙のとおり制定しようとするものでございます。制定の理由としましては、個人情報の保護に関する法律の改正により令和5年4月1日から同法の規定が地方公共団体においても適用されるため、同法に規定する保有個人情報及び一関市個人情報保護等に関する条例に規定する死者の情報並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報の保護管理に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 (説明)

○教育長 なかなか難しい中身ではありますが、何か質問ありますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 この市の規程ということですので、教育委員会だけでなく、例えば選挙管理委員会なども含めて個々にあったこれまでの規程を廃止して、これを一本にするというような主旨でよろしいでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 ただいま佐藤委員がお話ししたとおり、それぞれ市から各行政委員会で同じ規程を使っておりますので、また市も含め今回規程を改めたというような内容です。

○教育長 個人情報保護法っていうのは有名で、市でも個人情報保護法に基づいて個人情報保護の条例で細かい情報管理について定めていると思うのですが、今日のこの管理規程というのは、個人情報保護を管理する、特にも副市長、C I S O っていう言っていますけれど、この中では、副市長の動きを結構ここに管理する人を規定することを主に書かれているイメージですが、今日の議案はそういう中身ですか。

教育総務課長。

○教育総務課長 ただいま教育長お話のとおり、条例の方で定めておりますものから、管理の部分での規程ということで、セキュリティ責任者を設置し、その責任者がすべき内容と確認すべき内容についてこの規程で謳っているものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

なかなか一つ一つやっていると説明を理解するのに、大変だと思いますが、大枠はそういう中身だということですので、市全体で取り組む分について教育委員会としても承認を与えるということだと思います。よろしくお願いします。

これにつきまして採決を取ります。

議案第 15 号一関市個人情報等保護管理規程の制定につきまして、賛同の方举手願います。

満場で承認されました。

それでは議事は以上となります。

報告(1) 教職員の懲戒処分について

○教育長 それでは3番の報告に入ります。(1)教職員の懲戒処分についてですが、報告(1)について人事案件ですので非公開にすることをお諮りします。

これについて賛同の方举手願います。

ありがとうございます。それでは報告の(1)については非公開で行います。

(非公開)

○教育長 非公開を解きます。

報告(2) 令和5年度予算の概要（教育費等）について

○教育長 (2)令和5年度予算の概要について事務局から報告願います。

教育部長。

○教育部長 3月16日に閉会した2月議会定例会におきまして、令和5年度の当初予算の議決をいただきまして、成立いたしました。令和5年度の予算につきまして教育費の予算の概要につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページ目をご覧くださいと思います。令和5年度一関市予算のポイントというところで、上の方ですが、一般会計の予算額は令和5年度が666億8,444万円、前年度比13億790万円の減というような予算規模です。当市の最大の課題である人口減少と多様化する市民ニーズへの的確な対応を図る、主に新型コロナウイルス感染症対策を講じ、更なる市政の発展に結びつけていくというものです。市全体の予算につきましては後で資料をお目通しさせていただきたいと思っております。資料の12ページをご覧くださいと思います。(3)一般会計歳出の状況、目的別というところで、10款の教育費のところをご覧ください。令和5年度の教育費の当初予算は46億6,900万円という予算で、4年度の当初予算74億9,100万円という予算規模と比べますと、約28億円の減となっております。これは大きな学校建設の予算が令和4年度には、花泉小学校の学校建設費、あとは大東中学校の建設費、これがありましたが、令和5年度はその学校建設の予算が、開校してなくなったというので、このくらいの額が減ったというものです。花泉小学校のプール建築、あとは大東中学校の増築等の建設については、令和5年度にも引き続きかかるようになりますが、その予算につきましては令和4年度の予算を繰り越すという措置で行いますので、令和5年度予算にはそれは入っていないというものです。具体の主なものにつきまして、各課から主なものをピックアップしてご説明したいと思っております。

40ページ以降の予算の概要の資料をもとにご説明いたします。

教育総務課担当の事業の概要からお願いします。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 (説明)

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 (説明)

○教育長 いきがづくり課長。

○いきがづくり課長 (説明)

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 (説明)

○教育長 一関図書館長。

○一関図書館長 (説明)

○教育長 博物館次長。

○博物館次長 (説明)

○教育長 ありがとうございます。予算の概要というところで、いろいろな事業がある中でかいつまんでお話しさせていただきましたが、特にもし何か質問があれば、よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 一関小学校の今年度地質調査の費用が計上されておりますけれども、今後何年度までに新一関小学校を整備するのか、そのあたりの計画は今現在どのようになっているのか教えてください。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 一関小学校の整備につきましては、令和5年度に地質調査を実施し、それから平行して、建築の構造の検討を今詰めているところです。その部分を確定させてから、プロポーザル等による基本計画、実施設計と進めていきまして、向こう5年間程度で整備を進められたらと考えています。

○教育長 その他。

大浪委員。

○大浪委員 時間がない中申し訳ありません。2点お伺いします。1点が英検の受験費の負担ということですが、1年生では5級と決められたものであるのか、自分のもっている級があるものであれば、受験の級によって費用が上がってくると思うのですが、その費用に合わせたものを1年に1回ご負担いただけるのかということが1点と、スクールバスに関してですが、大東地区は路線バスを使用しているとのことですが、その際市からの補助等があるわけではなく、自己負担で路線バスに乗っているのかということをお伺いしたいと思います。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 英検ですけれども、これは予算を見積もる上での暫定的なものなので、1年生でも3級、2級を受ければ当然高いですけれども1回はどの英検でも保障することになっております。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 大東地区のスクールバス代わりのコミュニティバスというか、市営バスですがそちらを利用した生徒につきましては、定期券を購入し、定期的に相当する部分を市から繰り入れというかたちで、基本的には本人の給付ということになるのですが、お金の

やりとりはバス会計の方に市の会計の方から繰り入れするというやり方でしております。

○教育長 よろしいでしょうか。予算の概要については以上といたします。これから様々な部分で予算についての関連する部分は話題となると思いますので、またその時に理解を深めていただければと思います。

報告(3) 行事報告及び行事予定について

○教育長 それでは報告(3)には入ります。行事報告および行事予定についてです。行事報告については資料ナンバー3をご覧ください。主なところだけをお話しさせていただきます。前回は2月16日に教育委員会定例会をし、その後のことです。

17日、第2回博物館協議会がありました。今年度コロナ禍でもテーマ展、企画展共に実施できたので大変良かったのかなと思います。客足も少しずつ戻ってきた状態です。

25日、骨寺村荘園遺跡調査報告会、講演会がありました。30人ほどの参加でありましたが、この場所は保健センターで行ったのですが、オンラインで地元本寺の若神子亭と繋ぎまして、そちらの方でも聞いていただきました。今回は発掘の調査の報告と、併せて講談師の金目さんが本寺を題材にした演目を作っていただいたので、それのお披露目がありました。生きている文化財 骨寺村荘園遺跡という演目でありまして、これもまたいい形で聞けたのではないかなと思います。今後聞く機会があると思いますので、また紹介したいと思います。

3月5日、第21回和算に挑戦の表彰式がありました。全国から800名くらいの応募で、小学校1年生から上は92歳の方まで、和算に挑戦していただきました。一人ひとりのスピーチも大変面白かったところでもあります。和算の話が出ましたので1つ用意してきました。今度花泉小学校ができましたが、4月1日からそこに入ってこども達が勉強します。そこに和算の問題を学校の中の一部に掲示する予定であります。これの元になっているのが、花泉の八雲神社の算学の写真であります。これをわかりやすくして、こども達にも算学の様子をわかってもらう。そのついでにこの横に算数の問題を出しながら、こども達にも解いてもらうということを計画しているところでもあります。

2ページ目、議会が色々ございましたが省略します。

閉校式、ありがとうございます。全部で小中学校10校、幼稚園4園、昨日で全部終了いたしました。委員さん方も出席、大変ありがとうございました。

17日、臨時校長会議とありますが、中学校の地域部活動についての臨時校長会議をやった内容について深めたところでもあります。また年度の替わった段階で同じような会議をもって、更に確実にして参りたいと考えております。

行事報告については以上であります。

それでは行事予定についてお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（説明）

○教育長 それでは次の教育委員会議を4月26日午後ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。予定を入れておいていただければと思います。

4月3日の着任式、4月8日の大東中学校の開校式についてもよろしく願いいたします。

それでは行事関係について、報告、予定を行いました。特に皆様方から何かありますか。よろしいでしょうか。

4 その他

○教育長 4番のその他に入ります。その他事務局から何かありますか。

そのほか、その他ありますか。よろしいですか。

桂島委員。

○桂島委員 4月8日は、大東中学校の開校式ということで、その日私は舞川小学校の入学式の告示になっていましたので、開校式の方には出ない。出席者の人数が調整ってことになったようで、それで私がそちらにということになっているようなので、そちらの方には顔を出しません。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 4月6日から8日までぐらいが、だいたい小中学校の入学式となっておりましたので、それぞれ交代で委員の皆様には出席をお願いしたいと思いますので、8日の大東中学校の方には、調整の関係で皆さんというわけにはいきませんので、申し訳ございません。

○教育長 あとよろしいでしょうか。

それでは以上で、第249回一関市教育委員会定例会を終わります。

ありがとうございました。

9 会議録作成者

教育長 小 菅 正 晴

10 会議録署名者

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員
